

## 第 2 章

# 計画の基本的な考え方

余 白

# 1 基本理念

羽村市は「ともに生きる地域社会“はむら”の創造」を基本理念として、障害者施策を推進します。

障害のある人もない人も、すべての市民がお互いの個性と人格を尊重し、ともに支え合い、ともに協力し合うとともに、自己選択と自己決定の下に地域社会のあらゆる活動に参加し、責任を分かち合って生活できる共生社会の実現が求められています。

こうした社会を創るためには、支援を必要とする人々に偏見を持たず、地域社会の一員として受け入れ、支える意識を持つ人々が多くなっていく必要があります。

そのためには、すべての市民が障害者福祉について関心や理解を深めるとともに、障害のある人が、その人に最もふさわしい支援を受けながら、社会を構成する一員として自立し、自分らしく生きていけるよう、地域で支え合い、助け合っていく福祉<sup>\*</sup>コミュニティづくりが大切です。

羽村市は、「ともに生きる地域社会“はむら”の創造」を基本理念として、障害のある人をはじめとしてすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた総合的な支援を推進します。

\* 福祉コミュニティ：地域住民が地域内の福祉について主体的な関心を持ち、自らの積極的な参加により、援助を必要とする人々に対して福祉サービスを提供する地域共同体をいう。特定地域において、要援護者とその家族援護者が居宅で通常の生活を続けることができるように、また、当該地域の住民が要援護状態に陥るのを防止することができるように、インフォーマル及びフォーマルなサービス提供者と住民が連携して、最適かつ総合的な援助・サービスを提供することを目的としている。

## 2 基本目標

羽村市は、前述の基本理念に基づき、次の4つの基本目標を設定します。

1. 安心してサービスを利用できるしくみづくり
2. 自立を支援する基盤づくり
3. 育ち、働き、社会参加することのできる環境づくり
4. 支えあい安心して生活できるまちづくり

### ■ 基本目標1. 安心してサービスを利用できるしくみづくり

障害のある人が安心して自分に適したサービスを自ら選択できるしくみづくりのために、利用者が自らの判断で各種サービスを選ぶための情報提供体制や身近なところで気軽にサービス利用に関する相談ができる支援体制の整備に努めるとともに、サービス提供事業者のサービスの質の向上を図ります。

また、総合的な支援や相談に対応するため、専門職員の資質の向上に努めます。

羽村市は、障害のある人が質の高いサービスを身近で安心して受けられるよう、「安心してサービスを利用できるしくみづくり」を基本目標として、施策を推進します。

### ■ 基本目標2. 自立を支援する基盤づくり

地域の中で、障害のある人が一人ひとりの障害の種別や程度に合った適切な支援を受けながら、自立して生活していくとともに、その家族の負担をやわらげられるよう、地域生活を支えるサービスの充実や日中活動の充実を図ります。

また、住宅環境の整備や障害者福祉施設の整備を促進します。

羽村市は、障害のある人が地域で自立して生活し続けられるよう、「自立を支援する基盤づくり」を基本目標として、施策を推進します。

## ■ 基本目標 3. 育ち、働き、社会参加することのできる環境づくり

障害のある人が生涯にわたって、健康で、安心して生活のできる環境づくりのために、保健・医療サービスの充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携を緊密化して、総合的なサービス提供体制の構築に努めます。

また、障害のある人もない人も、お互いを認め合い、ともに育ち、ともに働き、ともに社会参加することができる環境づくりのため、保育や教育の充実、就労支援の充実、スポーツや文化活動の充実を図ります。

羽村市は、障害のある人が社会のさまざまな分野で活躍できるよう、「育ち、働き、社会参加することのできる環境づくり」を基本目標として、施策を推進します。

## ■ 基本目標 4. 支えあい安心して生活できるまちづくり

障害のある人もない人も、<sup>\*1</sup>ノーマライゼーションの理念のもとに、地域の中でお互いに助け合い、支え合いながら生活していけるまちづくりを推進します。

さらに、障害のある人が自由に移動し、安心して施設を利用できるよう<sup>\*2</sup>バリアフリーに配慮した福祉のまちづくりを推進するとともに、災害時における協力支援体制の整備を図ります。

羽村市は、障害のある人もない人も、ともに支え合い、協力しながら生活できるよう、「支えあい安心して生活できるまちづくり」を基本目標として、施策を推進します。

\*1 ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生きる社会こそノーマルな社会であるという理念のこと。

\*2 バリアフリー：障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元々住宅建築用語として登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いる。

余 白